

原子力発電・エネルギー問題等調査特別委員会会議録

招 集

令和3年9月13日（月）午前10時 議場

出席委員（9名）

（委員長）尾 沢 三 夫 （副委員長）土 光 均
石 橋 佳 枝 稲 田 清 奥 岩 浩 基 国 頭 靖
戸 田 隆 次 中 田 利 幸 矢 田 貝 香 織

説明のため出席した者

伊澤副市長

【総務部】辻部長 佐小田防災安全監

[防災安全課] 田中課長補佐兼危機管理室長 戸崎危機管理室係長

【参考人】

陳情第95号

提出団体 原子力防災を考える県民の会 代表 山中幸子 氏

陳情第96号

提出団体 さよなら島根原発ネットワーク 新田ひとみ 氏

出席した事務局職員

松下局長 土井次長 安東議事調査担当係長

傍 聴 者

安達議員 岩崎議員 岡村議員 門脇議員 三嶋議員 前原議員 森谷議員
渡辺議員

報道関係者3人 一般4人

審査事件及び結果

陳情第95号 原子力災害時の避難計画について、原発の稼働の要件となるように国による審査・検証のしくみをつくることを国に求める陳情 [不採択]

陳情第96号 島根原発2号機再稼働の是非について意見を述べる前に、中国電力に対して立地自治体並みの安全協定の実現を強く求める陳情 [不採択]

~~~~~

### 午前10時00分 開会

○尾沢委員長 ただいまから原子力発電・エネルギー問題等調査特別委員会を開会いたします。

本日は、9月10日の本会議で当委員会に付託されました陳情2件について審査いたします。

初めに、陳情第95号、原子力災害時の避難計画について、原発の稼働の要件となるように国による審査・検証のしくみをつくることを国に求める陳情を議題といたします。

当陳情の審査に当たり、参考人として、陳情提出団体の原子力防災を考える県民の会、代表の山中幸子様に出席いただいております。

早速、山中様から御説明をいただきたいと思います。説明は分かりやすく、簡潔にお願いいたします。また、説明は座ったままでお願いいたします。

どうぞ、山中さん。

**○山中氏（参考人）** 原子力防災を考える県民の会の山中です。このたびは陳述の機会をいただき、ありがとうございます。

最初に訂正をさせていただきます。文面の陳情事項、陳情理由の前の番号が3番と4番になっておりますが、これはちょっと間違えまして、1番、2番に訂正をお願いします。失礼いたしました。

福島第一原発事故では、被害範囲が想定外に広範囲であったため、新たに原発からおおむね30キロメートルの自治体まで避難計画を作成することが義務づけられました。そのため、米子市では、島根原発事故に対応して地域防災計画、広域住民避難計画を作成しています。原子力災害時の防災計画は、原発が稼働していなくても使用済み核燃料が存在する限り必要とされていますが、地域住民の生命、身体及び財産を保護することが目的と考えると、原発の稼働が前提の場合は、より実効性が問われると考えます。けれども、避難計画の実効性は原発稼働の要件にはなっておらず、現在の日本では法制度上、第三者機関による審査あるいは検証をする仕組みはありません。

内閣府など国の関係省庁と島根・鳥取両県で構成された島根地域原子力防災協議会が7月30日に開催されました。しかし、ここでは、避難計画が原子力災害対策指針に従って合理的であると確認しただけであり、審査は行われておりません。また、9月7日に行われた、菅総理が議長を務める原子力防災会議においても確認し、了承したとされていますが、法制度上の稼働の要件として実効性が検証されたわけではありません。

国際原子力機関 I A E Aによると、原子力発電所の安全設計としては、深層防護という考え方を取り入れなければならないとされています。深層防護とは、より高い安全性を求めるための仕組みであり、仮に幾つかの安全対策が機能しなくなっても、全体として適切に機能するような多層的な防護のことです。その場合、それぞれ階層は独立して機能するものでなければならないとされています。I A E Aの深層防護は5段階あり、第1から第4までが原発サイト内における安全対策であり、第5層は放射性物質の放出による緊急時対応としての避難計画です。住民の生命に直結する避難計画は、第1層から4層までの原発サイト内の全ての防護壁が破られ、大量の放射性物質が放出された場合でも、住民が被曝することなく安全に避難できることが求められます。

アメリカでは、原子力規制委員会 N R C と連邦緊急事態管理庁 F E M A が緊急時計画の基準を示し、原子力発電所の最初の稼働を許可する際に、連邦緊急事態管理庁 F E M A の評価に基づき、原子力規制委員会 N R C が事業者や自治体の避難計画を審査する制度になっています。つまり、避難計画についても、基準を示すだけでなく、稼働の必要条件として原子力規制委員会 N R C が審査をし、それに合格して初めて事業者に運転許可が与えられる仕組みとなっています。

しかし、日本の制度では、原子力規制委員会は基準を作成しても避難計画の審査は含まれていません。日本の原子力規制委員会の適合性審査は深層防護の第1から4層までの範囲となっており、第5層の避難計画は審査されません。繰り返しになりますが、避難計画の稼働の要件として審査・検証する法的な制度がありません。避難計画は今後も実効性を

高めるために関係自治体が改善していくとされていますが、私たち住民は、原発事故の際の避難計画が審査・検証の仕組みもないまま再稼働することには大きな不安を覚えます。避難計画作成の法制度上の責任は、現在、関係自治体にあります。一方、稼働を希望している電力会社やエネルギー基本計画を作成して原発稼働を推進している国は、あくまでも支援するという立場です。避難計画の実効性についての責任の所在は不明瞭です。

一たび原発事故が起これば、地域住民の生命、身体及び財産に甚大な影響を生じることが、福島第一原発事故の教訓からも明らかです。その意味で、避難計画は、原発稼働の要件として最も重要な部分と考えられます。原子力災害から地域住民を確実に保護し、その責任の所在を明らかにするためにも、電力会社が原発稼働をするための要件の中に避難計画の実効性の審査・検証の仕組みをつくるよう国に求めます。よろしくお願いいたします。

**○尾沢委員長** 説明は終わりました。

参考人に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と声あり〕

**○尾沢委員長** ないようですので、参考人に対する質疑を終結いたします。

次に、本陳情の賛同議員であります土光議員及び又野議員に説明を求めます。

初めに、土光議員。

**○土光賛同議員** 賛同理由、述べます。先ほど陳述にありましたが、原発を稼働するための法的な枠組みの中で、避難計画がどういうふうになっているかというのは、ないというのが現実です。ただ、深層防護という考え方で、第1層から第5層。第4層までは原子力規制委員会が、ある意味では法的にきちんと審査をする。第5層は、全くそういう仕組みがないというのは、やはり私は問題だと思います。住民にとって避難計画がどうなっているのか、実効性があるのかないのか、これをある意味で法制度の仕組みとして第三者的な機関が客観的に判断する、そういった仕組みは必要だと思います。ということで、この陳情に賛同しました。

**○尾沢委員長** 次に、又野議員。

**○又野賛同議員** 私も簡単に賛同理由を述べたいと思います。これは、言うまでもないことかもしれませんが、福島原発事故後、安全基準、厳しくなったとはいえ、事故が起きないとは言えないことは、もうこれは皆さん御存じのことだと思います。一たび事故が起これば、周辺市町村にも影響があるということもあって、周辺市町村に対しても避難計画が義務づけられているわけです。その避難計画をより実効性のあるものにできるのかどうなのか、やはりきちんと検証する、そういう仕組みが当然必要だと私も考えます。住民の命、健康、財産、これらを守るためには、避難計画というのは当然、原発再稼働の要件にならなければならないと考えますので、賛同いたしました。以上です。

**○尾沢委員長** 賛同議員の説明は終わりました。

賛同議員に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と声あり〕

**○尾沢委員長** ないようですので、賛同議員に対する質疑を終結いたします。

そのほか御意見ございませんか。

〔「なし」と声あり〕

**○尾沢委員長** ないようですので、これより討論に入ります。

採決に向けて、委員の皆様のご意見を求めます。

まず最初に、国頭委員。

**○国頭委員** 私は採択ということをお願いしたいと思います。理由は、全国の裁判でも、稼働に当たって避難計画がしっかりしていないからということで、地裁段階からかもしれませんけども、稼働の停止命令が住民の方の訴えによって出たということもあります。司法が判断するというのではなくて、その前にやっぱり国として、再稼働するためにはしっかりと国の責任を持って、地方自治体だけに任せるのではなくて、しっかりと国が責任を持つという形の避難計画というものを位置づけた上での再稼働をするべきだと、国がしっかりと責任を持つべきだと思っておりますので、採択ということをお願いしたいと思います。

**○尾沢委員長** 続きまして、石橋委員。

**○石橋委員** 私も採択の立場で意見を述べます。この間、一般質問でも言いましたけれども、今の避難計画に従って、毎年避難訓練も繰り返されていますが、やはりその中でも、なかなかそれで安心だという声は上がっていません、問題の声のほうがたくさん上がっている。避難経路とか避難先について、島根県のほうから吹く西から東への風というのが多いけれど、島根原発のほうから吹いてくる風にブルームが乗ってくるのに東のほうに逃げるっていうのは納得ができないっていうのは、その中でも最も大きい意見ではないかと思えます。県内で避難行動が終結するのではなくて、例えば岡山県のほうに逃げる、南に逃げるという考え方もあると思えます、その辺り。それから、緊急時対応ということなんですけど、本当に要援護者が一人も残さずちゃんと避難できるのか。避難先が約束はしてあっても、そこまでの人的な援助や準備が本当にできるのかっていうところなどを考えてもたくさん問題があると思うし、この間のお答えでは、繰り返し訓練をしながら、それを充実させていくということでしたけれど、でも原発事故はいつ起こるか分かりません。長い間かけて充実させていくということでは、安全の保障にはなりません。

原発の事故が起こったときに、原発の事故単独ではなく、自然災害が一緒であったとすれば、避難の行動も本当に大変になります。そういうようなたくさん不安材料があると思えます。これに対して、やはりちゃんとした審査・検証があるべきだと。たとえ全ての原発が停止して廃炉に向かっているとしても、使用済みの核燃料っていうのがある限りは、何かがあったときの危険は残ります。そして、もし島根原発2号機が稼働したら、稼働する原発がそこにあつたら、その被害は本当に大変なことになります。避難計画は、その実効性を国の責任において審査・検証すべきだと私も考えます。

この問題は、原発の稼働に賛成とか反対とかということにかかわらず、安全を保障するためのものですので、この陳情の採択をよろしくをお願いしたいと思います。

**○尾沢委員長** 続きまして、矢田貝委員、お願いいたします。

**○矢田貝委員** 私は陳情第95号につきましては採択しない、不採択を主張させていただきます。この陳情の趣旨というところを、私なりにたくさん、そうだなそうだなって、山中様はじめ賛同議員の意見等を聞かせていただいて、共感するところはあるんですけども、今回の陳情につきましては、避難計画の実効性を高めていくということを求めているというふうには私は理解いたしました。一義的ではございますが、市が中心となり、県・国と連携をしながら避難計画に基づいた訓練を実施しておりますけど、その訓練の中

で検証され見直していく、そのことが一番のこの避難計画の実効性を高めていくということだと私は思っております。ですので、原発の稼働についてこれを要件としていくというところは、現段階ではそぐわないのではないかと思っております。今のやり方が避難計画の実効性を高める現実的なことだと思っておりますので、不採択をお願いいたします。

**○尾沢委員長** 続いて、戸田委員。

**○戸田委員** 私も採択をしないを主張してまいりたいというふうに思います。先ほど矢田貝委員さんがおっしゃったようなのとちょっと重複しますけれども、この陳情の理由については、国が責任を持って審査・検証する、そういう仕組みが必要だということを先ほど来から説明がありました。第5層の問題ですけれども、私は改めて鳥取県が作った原子力防災のハンドブックを検証したんですけれども、その中でもきちっとありますように、災害が発生した場合には、原子力規制委員会が判断をして、それで県市町村が住民に指示を出すというような流れ、スキームが今の段階では確立しておるのではないかなというふうに私自身が判断いたしております。そういうふうな観点から、私は本陳情は今のところそぐわないのではないかなということで、不採択を主張します。以上です。

**○尾沢委員長** 続きまして、中田委員、お願いします。

**○中田委員** 私も今の戸田委員の意見とほぼ同じなんですけども、矢田貝委員も言われたように、避難計画の実効性をいかに高めていくのかということが本来的な目指すところだと思いますので、これをどうつくるか、どうあるべきかのところを、国の一律的な審査基準とかで求めるのではなくて、むしろ地方が地域特性に基づいて、あるいは地域資源に基づいて、地方がつくることのほうがより実効性を求めていく方向というか、やり方ではないかと私は考えています。したがって、さっき戸田委員が言われたように、一定程度の国のそういう災害時というか、発生時のときの対応というのはもう出ておりますので、その中でどう地域特性に合わせてつくるかというのは、この趣旨とは私は考え方が反するものなので、採択しないを主張します。

**○尾沢委員長** 続いて、稲田委員。

**○稲田委員** 採択しないでお願いします。前出の採択しないという意見と重なるところがありますが、一応述べます。まず、国に求めるという手法は、原発に限らず、場合によってはあろうかと思いますが、この避難計画ですね、実効性を高める努力は、もうこれは皆がたゆまず続けていくことは、皆さんも異論がないと思いますが、要は国がつくった仕組みだから、あるいは国が国がと言い続けますと、今度は我々の主体性が反比例するというか、になります。実際の訓練や、起きてほしくないですが、万が一事故が起きて逃げる、避難するときは、我々がふだん生活している道路であったり、そういうところなんです。ですから、この地域のことを一番知っているのは米子市ですので、まずは米子市が主体となつてつくっていくんだという部分は常に持っていなきやいけないと思います。これが一番の理由です。あとは、報道で知る限りですがと前置きさせていただいて、9月7日の国において行われた原子力防災会議の中で、菅総理から、国は万が一の事態が発生した場合にも、国民の命と財産を守る重大な責務を負っている、関係自治体や事業者と緊密に連携し、訓練などを通じて計画を継続的に検証、改善していくことが重要だということで、どの程度までかとは私も言い難いですが、陳情提出者様がお考えになっている部分も、ある程度はこちらに含まれているのではないかと、これは私の私見でございます。

原子力防災会議に出されている資料も見ましたが、細かな数字は申し上げませんが、我々の鳥取県における社会福祉施設の入所者の方の数であるとか、在宅避難者行動支援の方の数であるとか、医療機関者の入所者の数の方とか、学校・保育所の児童等、こういったものが全て把握されている資料も出されているようですので、国と県、米子・境港両市、それから関係自治体と本当に協力しながら、関係しながら、連携しながらやっていくもんだと思います。以上で終わります。

**○尾沢委員長** 次に、奥岩委員。

**○奥岩委員** まず、山中様、遠いところ、本日ありがとうございました。陳情第95号に関しましては、結論から言いますと不採択でお願いいたします。各委員さんのお話にもありましたが、起こってはほしくないんですけど、万一起きた場合の避難計画、こちらの実効性がどうかってということで、そういったときにどういった避難計画が一番いいのかっていうような検証をどこでするかっていうお話だったと思いますけど、石橋委員からもお話ありましたとおり、万一こういうのが起きるっていう場合は、複合災害が多分想定されるだろうってことだと私も理解しております。それに当たって、中田委員、稲田委員からもお話がありました。その場合は、やはり地方自治体、こちらでいいですと米子市ですね、のほうが実効性は高いんじゃないかなというふうに、私、考えておりますので、不採択でお願いいたします。

**○尾沢委員長** 次に、土光委員。

**○土光委員** 私は採択を主張します。この陳情で言っているのは、それぞれ意見出しましたが、避難計画そのものをつくるのは、当然これは地元。地元のことは一番状況をよく分かっている地元がつくる。法的な枠組みでもそういうことになっています。それは当然なことです。ただ、できている避難計画が実効性があるかどうか、これはつくった当事者が判断するのではなくて、やはり、ある意味で客観的な、第三者的な立場で審査・検証、そういったことは必要ではないか、そういった法的枠組みを整備してくださいというのがこの陳情の中身です。避難計画そのものの実効性を高める、作成するということと、それが果たして客観的に見て実効性があるのかどうか審査・検証、それをするというのは別なものとして考える必要があると思います。最初、私、言いましたけど、民間企業である中国電力が原発を動かすための法的な縛りの中に避難計画ができていないかどうか、実効性があるかどうか、これは法的枠組みの中には全く考慮されていないです。やはり、そういった原発に関する法的枠組みというのは適切ではないということで、この陳情が出ています。ということで、ぜひ採択をして、国にこの意見書を上げてもらいたいと私は思います。

**○尾沢委員長** 皆さん方の討論をこれで終結いたします。

これより採決いたします。

陳情第95号、原子力災害時の避難計画について、原発の稼働の要件となるように国による審査・検証の仕組みをつくることを国に求める陳情について、採択することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手…石橋委員、国頭委員、土光委員〕

**○尾沢委員長** 賛成少数であります。よって、本件は、採択しないことに決しました。

次に、先ほど不採択と決しました第95号について、委員会審査報告書に記載する意見の取りまとめを行います。

採決結果の理由につきましては、先ほど各委員から出されました御意見を正副委員長において集約しまして、各委員に御確認いただきたいと思っております。それでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と声あり〕

**○尾沢委員長** ありがとうございます、御異議ありませんので、そのようにさせていただきます。

山中様、どうもありがとうございました。

次に、陳情第96号、島根原発2号機再稼働の是非について意見を述べる前に、中国電力に対して立地自治体並みの安全協定の実現を強く求める陳情を議題といたします。

当陳情の審査に当たり、参考人として、陳情提出団体のさよなら島根原発ネットワークの新田ひとみ様に御出席いただいております。

早速、新田様から御説明をいただきたいと思っております。説明は分かりやすく、簡潔にお願いいたします。また、説明は座ったままでお願いいたします。

じゃあ、新田様、よろしく申し上げます。

**○新田氏（参考人）** さよなら島根原発ネットワークの新田ひとみと申します。どうぞよろしく申し上げます。今日はこういう貴重な陳述の機会をいただきましたこと、本当に感謝申し上げます。ありがとうございました。

島根原発2号機再稼働の規制委員会の最終審査結果が、9月15日頃には出されるのではないかというふうに言われています。今まで米子市は、福島原発事故が起こる前から安全協定をというふうには、中国電力のほうには申入れを続けてこられました。ただ、福島原発の事故前は、重大事故が起きても米子市には被害はないという中国電力からの回答があり、安全協定についての実現はすることはできませんでした。しかし、3・11の福島原発事故後、25年に再度申入れを行われて、結果的には安全協定がEPZ内では全国で初めて、一番最初に安全協定が結ばれたのが、鳥取県、境港市、米子市、この3つの合同での申入れで安全協定が結ばれました。ただし、このときも、何度も言われていますけれども、立地自治体並みの同意権というものは明記されないまま、今日まで来ているのが現実です。

そして、そういう中で、8月11日に原子炉の増設等の事前了解や原発への立入調査についての中国電力側の回答そのまま、強制力のない事前の報告と現地審査、中国電力さんは建設時から見ていた立地自治体と重みが違うというゼロ回答を、8月11日に島根県及び島根県の周辺自治体3市に対して回答をされました。そして、島根県のほうでは、3市は最終的には合同の会議には参加するというので、現実的には島根県と周辺自治体3市の意見交換会が9月14日に進められるという、そういう現状が今進められています。詳細については、事前にお届けしている陳情書等を読んでいただければよろしいと思っておりますが、そういうふうになっています。ただし、3市は、これからも安全協定の改定は求めていくんだというふうにはおっしゃっています、そういうふうになるということがありません。しかし、鳥取県に対しては、8月11日には申入れを行っていますが、正式な回答は全くありません。そして、中国電力さんのほうは、鳥取県、境港市、米子市に対しては、検討を進めていますということで、正式回答はないのが、報告もないのが今日までのところなんです。

島根原発から30キロ圏内の米子市では、原子力災害対策指針に従って避難計画を作成することが法的にも義務づけられています。住民の生命、身体及び財産を保護しなければならないという重大な責務を負っています。そのために、米子市では、鳥取県、境港市とともに中国電力に対して立地自治体並みの安全協定を求め続けてきました。しかし、皆さん御存じのような結果、鳥取県側には何の回答もないというふうな結果が出てきています。そういう中で、鳥取県側に何もなしということについて、大きな違いがあるということは、本当にあるまじきことであるというふうに思います。

そして、8月11日に8回目の申入れが行われました。その内容につきまして、簡単ですけど、ちょっと報告させていただきます。今年8月11日に、平井知事、伊木市長、伊達市長、3人のお名前、「島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定等」の改定について申入れ、これは8回目になります、「このことについては、平成24年11月1日に貴社に申入れを行い、島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定（以下「安全協定」という。）を立地自治体と同じ安全協定となるように改定すべく、これまで本県、米子市、境港市から重ねて申入れているところです。安全協定改定については、貴社から正式な回答はいまだ連絡はなく、これまでの申入れに応じられてこられない貴職の対応は甚だ遺憾であります。改めて具体的検討を進めるとともに、安全協定改定を速やかに行うことを強く求めます。なお、この件は、島根原子力発電所2号機の再稼働判断に影響を与えるという考え方を、改めて申し伝えます。」というふうに、中国電力さんのほうに3人の首長さんから申入れが行われています、ということも含めてと思いますが、今、本当に私たち米子市民にとって、安全協定をきっちりやって立地自治体並みにしてもらうことが、まず大きな課題ではないかと思えます。それが再稼働するときにも、その前にこういうことが大事なんだと思えます。そういう意味で、島根原発2号機再稼働の是非について意見を述べる前に、米子市議会として中国電力に対して安全協定の改定の実現を求めていただきたいという思いで今日は来させていただきました。どうぞよろしく願いいたします。

**○尾沢委員長** ありがとうございます。

説明は終わりました。

参考人に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と声あり〕

**○尾沢委員長** ないようですので、参考人に対する質疑を終結いたします。

次に、本陳情の賛同議員であります土光議員及び又野議員に説明を求めます。

初めに、土光議員、よろしいですか。

土光議員。

**○土光賛同議員** 賛同理由を述べます。今回の陳情の趣旨は、議会として中国電力に立地自治体並みの安全協定、これをぜひ実現をしてほしい、意見を述べる場合にとということ、そういう内容です。この陳情理由の中にも書かれていますが、中国電力は島根県側の周辺自治体に対しては一応回答しました。その中のやり取り、中国電力の見解として、ここにも理由の中に書かれていますが、中国電力は、事前了解は立地自治体固有の規定だ、もう一つは、周辺自治体に拡大することは本来あるべき姿とは異なる、これは島根県側3市との中国電力のやり取りの中で中国電力が述べた言葉ですが、中国電力は、これは単に島根

側ではなくて、要は周辺自治体、つまり中国電力の見解、考え方として、周辺自治体に拡大することは、この場合の拡大というのは事前了解権です、本来あるべき姿とは異なると。つまり、これは鳥取県、米子市、境港市もこの周辺自治体に入ってます、そういうふうに述べています。これは、私は非常に問題だと思っています。本来あるべき姿ではないと中国電力は言っています。つまり、私たちは、私たちというのは議会も県も、要は当局も中国電力に立地自治体並みの改定をずっと求め続けてきました。それは、中国電力は、その要求は本来あるべき姿でない、その要求そのものがおかしいと言っているに等しいです。こういった中国電力の見解に対して、議会としてちゃんとその見解に対しておかしいという意思表示をすべきだと思います。議会そのものも過去2回、中国電力に立地自治体並みの改定の決議をしています。中国電力は、それは本来あるべき姿ではない、その要請はおかしいよと言っているわけです。それに対して、議会としてきちんと改めて意思を表明すべきだと思います。そういった意味で、ぜひこの陳情は採択すべきだと私は思います。

**○尾沢委員長** ありがとうございます。

次に、又野議員、お願いします。

**○又野賛同議員** 賛同理由を述べたいと思います。一たび事故が起きれば、この米子市、周辺30キロ圏内に入る部分がありますので、米子市の住民にも影響は当然あります。それを考えると、この事前了解権というのは、米子市民の生存権、命、健康、これを守る、そしてそれを脅かされないようにするための生存権にも関わる問題だと考えています。そういうことから、やはり周辺自治体も事前了解権を求めているというふうに考えています。米子市も中国電力に対して事前了解権を求めています。それに対して、事前了解権、先ほど土光委員からもありましたけれども、中国電力としては、本来あるべき姿とは異なるという考え方はやはり違うんじゃないかなと。鳥取県知事も米子市長も、それは何か違和感があるというような答えをされています。米子市が事前了解権を中国電力に求めている、それを後押しする、市民の命、健康、財産を守っていく、その気持ちから自治体としても要求していることです。市議会としても、市民の命、健康、財産を第一に考えるのは当然のことであると考えます。それを考えると、生存権につながる事前了解権、当然認めていただかなければならないと考えますので、賛同いたしました。以上です。

**○尾沢委員長** 賛同議員の説明は終わりました。

賛同議員に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と声あり〕

**○尾沢委員長** ないようですので、賛同議員に対する質疑を終結いたします。

そのほかございませんか。

〔「なし」と声あり〕

**○尾沢委員長** ないようですので、これより討論に入ります。

採決に向けて、委員の皆様の御意見を求めます。

土光委員。

**○土光委員** その前に当局に質問があるのですが、よろしいですか。

**○尾沢委員長** 簡単に、どうぞ。

**○土光委員** いいですね。

**○尾沢委員長** いいですよ、聞きたいことがあるということですね。

○土光委員 はい。

○尾沢委員長 疑問があるということですね。

○土光委員 はい。

○尾沢委員長 別に拒絶はいたしませんよ。

○土光委員 じゃあ、当局に質問があります。この陳情で、安全協定の立地自治体並みの実現を強く求めるということで、稼働の是非について意見を述べる前にというふうな言い方をしています。確認したいのですが、島根2号機、多分安全協定上は6条で報告があって、意見を述べることができる、その辺の関連のことだと思います。この島根2号機に関して過去、過去というのは多分具体的には国に審査請求をしますよということ、その時期だと思います、このときどういう報告があって、そのとき米子市はどういう意見を述べたのですか。確認させてください。

○尾沢委員長 時間がかかりそうであれば。

佐小田防災安全監。

○佐小田防災安全監 委員さんから、過去の米子市からの要望でということ御質問だと思うんですけども、どういうふうに返ってきて、ちょっと今現在、そのときの資料がありませんので、後から資料の御報告をしたいと思います。お預かりしております。

○尾沢委員長 土光委員。

○土光委員 これ、次の質問するために確認したくて聞いたのですが、私もちょっと、全く正確とは言えませんが、多分2号機申請したのは2013年の12月だったと思います。それで、このときに中国電力は、安全協定に基づいて報告しています。報告内容は、中国電力は2号機の稼働を目指すために新規制基準適正審査を申請しますという報告だったと思います。それに対して鳥取県と境港市と米子市連名で共通の回答をしています。そのときに、回答は保留するという、そういった内容だったと思います、一言で言えば。保留するという具体的なところは、ちょっと文言は曖昧な形で書いているとは思っているのですが、要は申請そのものは認める、あえて異は唱えない、ただし稼働する段階で改めて意見を述べる、そういった意味の保留をする、そういった内容だと私は理解しているのですが、おおむねそのとおりですよ。

○尾沢委員長 田中防災安全課課長補佐。

○田中防災安全課長補佐兼危機管理室長 今、土光委員の御質問につきましては、平成25年12月17日に、県知事並びに米子・境港両市長が連名で中国電力に申入れをした「島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定等」の改定についての内容かと存じます。そちらにおいては、今、手元の資料から読み上げをさせていただきますが、前段ちょっと省略をいたしますけれども、「このような中、11月21日に貴社より安全協定第6条に基づき、島根原子力発電所2号機の新規制基準適合性確認申請に関する事前報告がありました。このことを受け、県、米子市及び境港市では、貴社に対する意見を本日提出したところですが、安全協定第6条に基づく事前報告の可否に関しては、今回最終的な意見を留保している状況です」という記載があります。このことではないかというふうに存じます。

○尾沢委員長 土光委員。

○土光委員 だから、おおむねそのとおりだと、平成25年というのは2013年なので。

私は保留と言いましたが留保、そういったことが過去にあって、今、新規制基準のほぼ合格が近いうちに出る、これはもうはっきりしています。そうすると、当然、中国電力は稼働するという判断をするはずで。だから、過去留保したことに関して、米子市は当然、それに関して意見を述べることは間違いないです。安全協定上は意見を述べるのできる規定なので、別に言わないという選択肢も安全協定上はあるんですけど、過去留保するとかということの経緯もあって、必ず米子市は稼働の是非に関して意見を述べるというのは間違いないですね。

○尾沢委員長 佐小田防災安全監。

○佐小田防災安全監 中国電力から安全協定についてのまた回答が来ると思います。そちらのほうを見てから、今、土光委員がおっしゃいましたことを含めて判断したいと思っております。

○尾沢委員長 もう大体質問の内容、いいんじゃないですか、本陳情に関して。

○土光委員 簡単に。

○尾沢委員長 関係ありますか。

簡潔に。

○土光委員 いや、今の回答で、どういう内容というのは当然報告とか、改めて報告があるのかどうか分かんないけど、それはそういうことで、意見を述べる。内容に関しては当然検討する、いろいろ聞くんで、この述べるということに関しては間違いないんですねと聞いてるんです。

○尾沢委員長 伊澤副市長。

○伊澤副市長 過去の経過、土光委員がおっしゃったとおりだというふうに私も、ちょっと資料が手元に今ないんですけど、うろ覚えで、そういう記憶であります。最終的な意見は留保するというような、たしか記載だったように覚えております。それは、今後、原子力規制委員会の審査等々も進んでということのを待つということの条件付でありますので、そういった経過からすれば、当然そういう段階が来れば、留保している意見を申し上げることになるんだろうというふうに考えております。以上です。

○尾沢委員長 もうこの回答では駄目ですか、まだですか。

○土光委員 まだあります。

○尾沢委員長 この陳情書に必要な……。

○土光委員 もちろん必要があります、必要です。

○尾沢委員長 土光委員。

○土光委員 これが一番聞きたいことです。陳情で意見を述べる前にとありますよね、今、意見を述べるというのはまず間違いないだろうと。これ、どのタイミングで述べるというふうに米子市は思っているんですか。

○尾沢委員長 必要なタイミングで答えはされるものと思いますよ。

○土光委員 委員長に聞いてないです。

○尾沢委員長 質問を却下させていただきます。

○土光委員 そんなことないでしょう、何ですか。いいですか。

○尾沢委員長 どうぞ。

○土光委員 陳情で意見を述べる前に実現を強く求める、意見を述べる前にと言ってるん

です。この意見を述べる、これは米子市が述べるんです。どの時期かというのは、この陳情の判断で、私は大きな要素だと思います。それを分かった上で……。

**○尾沢委員長** どういう時期っていうのは、必要な時期でしょう。

**○土光委員** だから、質問の意図を言ってるんです。回答は別に委員長に求めていません。だから、回答をしていただけませんか。

**○尾沢委員長** では、回答。

伊澤副市長。

**○伊澤副市長** 具体的な時期につきましては、改めて中国電力のほうから、分かりやすく言いますと、ボールは今、中国電力のほうにあるというふうに我々は思っておりますので、中国電力のほうから何かしらの意見を求める報告といいたいでしょうか、そういったアクションがあるというふうに思っております。それを受けて判断するということになると思っております。以上です。

**○尾沢委員長** 答えは出ました。

**○土光委員** いや、出ないから聞いているんです。

**○尾沢委員長** 土光委員。

**○土光委員** 今の伊澤副市長の答弁、ちょっと混同してると思います。ボールを投げている投げていないは、これは安全協定改定の要請に関してはボールは向こうにあるので、投げるかどうか。この意見を述べるというのは、安全協定に関する意見じゃなくて、当然稼働に関する意見のことだと思います。そのタイミングはどういうタイミングかを聞いているんです。つまり、どういうタイミングですというふうに考えているかというのを聞いているんです。

**○尾沢委員長** 伊澤副市長。

**○伊澤副市長** ですから、先ほど言いましたとおり、現在は当初申請時に報告を受けた際の意見というのは留保しているという状況であります。そういった状況を、中国電力のほうも踏まえて、中国電力のほうから改めて報告なりなんりのアクションがあつて、それを受けて市として、恐らく県、それから境港市、3者で相談をして、そして必要な意見等をお返しするということになるというふうに考えております。以上です。

**○尾沢委員長** そういたしますと、採決に向けて、委員の皆様様の御意見を求めます。

最初に、土光委員。

**○土光委員** 採択です。賛同理由とほぼ重なりますけど、改めて言います。とにかく中国電力は、周辺自治体が事前了解権を持つことは本来あるべき姿と異なると言っているんです。つまり、要請するほうが、あんたのほうがおかしいでしょうと言っているに等しいです。議会自身も、過去2回、安全協定改定の要請を決議、中国電力にしています。それに対して中国電力は、そういう見解なんです。やはりそれに対して議会としてきちっと意思表示をすべきだということで、これはぜひ採択していただきたい、採択をしたいと私は思います。

**○尾沢委員長** 次に、奥岩委員。

**○奥岩委員** 土光委員の先ほどのやり取りと、あと一般質問の際と、今回陳情もありましたので、いろいろと勉強し直させていただきました。また、土光委員の各個質問の際にも副市長答弁もございまして、鳥取県知事さんの会見の内容のことを引用されての答弁だっ

たかと思うんですか、そのときにもありましたとおり、ホームページでも知事の御発言の議事録のようなものが残っておりまして、こちらのほうも私のほうでも確認させていただきました。見させていただきますと、平成23年からずっと、陳情者さんのほうからも御案内がありましたけど、8回程度このやり取りがあるってというようなことでして、当時から知事もこれ、認識されているんですけど、事前了解につきましては、当時から実質変わらないというような説明を受けていたということで認識をしておられて、それに対していろいろなやり取りをされてきたということでして、今回につきましては、強い違和感があるということで、最終的な通告をさせていただいたということですし、先ほどのやり取りでもありました、その件に関しましても、今回でいいますと、中国電力側さんにボールを投げた形で、その回答を待って、料理が出たのを見て、どういうふうに判断をするかっていうようなお話だったかと思います。それらのことを私のほうでも考えさせていただきました、いろいろと皆さん思いはあるかと思いますが、今回に関しましては、現時点でやり取りの中で向こう側の回答を待っている状況ですので、今回につきましては不採択でお願いいたします。

**○尾沢委員長** 次に、稲田委員、お願いします。

**○稲田委員** 私も不採択です、採択しないです。内容は、まず第1として、奥岩委員の発言された内容に準じますが、もう一つ、その陳情書を何度も読み返しをさせていただきました。件名には、後段、中国電力に対して立地自治体並みの安全協定の実現を強く求める、要は対象、相手方は中国電力にということ間違いのない相手先かと思いますが、本文の2の理由の下から2段目、「周辺自治体の事前了解権を認めないばかりか、島根県と鳥取県で対応を変えることで両者の関係を分断するような中国電力の対応は、私たち米子市の住民にとって、二重に許しがたいものです」と明記されてあります。くれぐれもお間違えなきよう理解いただきたいんですが、陳情提出者様がどのような表現をされるかというのを私が言いたいわけではなくて、これを採択した場合は、我々委員、あるいは議員、議会の意思としてこれをあたかも認めるということになろうかと思います。とした場合に、中国電力さんがこのような、「分断するような」ですから、分断したと、事実としては言い切っておられませんが、我々はそれをまず分断と認めるかどうかですね。表現の自由ですから、陳情提出者様に言っているのではなくて、我々が議員として、この中国電力さんの今スケジュール上、動かれてきたことに対して、それは分断だと言い切っているのかどうかというのがまずちゅうちょいたします。

それから、最後、「二重に許しがたいもの」ということで、これも、ここは議会の場ですから、表現には自由があれども気をつけなきゃならないと思います。感情の部分で出る言葉というのが議会でも起こり得ることは私も承知しておりますが、これを文字としてこのまま認めた形で採択するというのはいかがなものかと思っております。安全協定の締結は契約事ですよ。契約はやっぱ対等な立場で結ぶというのが、これは一般常識とは申しませんが、法律的な部分でいったら、それは自明のことだと思っております。その相手に対して、許し難い感情で挑んでいいのかということですね。エネルギーの安定供給があって、我々の安全・安心な暮らしがあると、そこに原子力発電所をどう見るかということろまではこの陳情書は書かれておりませんが、とにかく交渉の相手方に対してこのような表現をもってして、米子市議会がそのテーブルに着くなり意見を交わすなりとい

うことは、私はあってはならない部類に属していると思いますので、採択には至りません。以上です。

**○尾沢委員長** 続きまして、中田委員、お願いします。

**○中田委員** まず、結論からいきますと、採択しないです。先ほど奥岩委員が言われたような中身とか、言われたようなことはほぼ同じです。それで、この理由の、先ほど稲田委員も触れておられましたけど、前段のところは、ある程度こういう認識で我々も何回も相手に求めてきたということを繰り返して8回目に至っているという状況、これはみんなが共有していることだと思います。私もやっぱり引っかかるのは後段のところでした、今、稲田委員が触れた部分も、ここに共感することはまずできないし、それから、これはいい悪いは別として、今までの中国電力側の、これは推測でしかないですけど、考え方に基づいて、立地自治体に対する対応と、それから鳥取県側で今求めていることに対する対応というのに、個別の対応というのが起こり得るということは、時間的なタイムラグの問題は別として、私はあるのだらうと思っています。そういったことで、我々の求めに対してどうするのかということになってくるわけですけども、しかも8回目を出したわけですけど、現時点で米子市議会としてということを出すということの意義という問題、それから、その前にある、まさに土光委員も触れとられましたけど、今後、再稼働に対する是非についての意見を述べるということは、これは当然、あらゆる形、どんな形になるか分かりませんが、意見述べることになると思うんですが、市としての、自治体としての意思を表明していくに当たっては、それにはやはり市としての考えをまとめるプロセスがあるのは当然だと思っていますので、そのプロセスの中では、まさに二代表制が機能して、米子市の自治体意思というものを決めるプロセスがあると私は思っております。そういうプロセスを踏むことが当然と私、思っていますので、この場面で市議会として出すということの意義が私には理解できません。あくまでも、自治法147条でしたか、自治体の代表権は首長にあります。この首長の代表権をもって市の立場を表明する際のプロセスは、これは我々、考えていかないけない。だけど、対外的にといいますか、交渉相手である中国電力に対してどう臨んでいくのかということについては、議会としてという段階では私はないと思っておりますので、私はこれを採択しないということにしたいと思っております。

**○尾沢委員長** 続きまして、戸田委員。

**○戸田委員** この問題については、大変難しい問題だなと。会派内でも相当議論いたしました。ただ、私の持論といいますれば、今の立地自治体並みの事前了解権は、私は本市は必ず確保すべきだという立場でおります。そういうふうな中で、今の他の議員さんも、立地自治体さんは大変な苦勞をしておるんだらうなと、その辺の感情はどうだろうかというような御意見も伺いました。私もそれも十分理解するんですけど、先ほど申しましたように、私は立地自治体並みの事前了解権は必ず確保していかなければならないと、大きな問題であろうというふうに思っております。しかしながら、今、中田委員さんたちがおっしゃられたように、既に本市議会として平成28年にこういう要望書を提出しております。そうした中で、もう一方、今、新田さんがおっしゃいましたように、私は分かりませんが、要望書について、県知事と米子市長、境港市長で中電に要望書を出されたようですけども、その文面を伺いましたけれども、相当な強い口調で中電さんに要望しておるのかなというふうに私は思うわけですけども。そういうふうないろんな多様な動きが

あるわけですが、私たち党派でまとめましたのは、もう一度、本市議会として、いろんな考え方があるわけですから、その動向を見定めたほうが肝要であろうというふうに意見を一致したところでございます。したがって、採択をしないということでございます。

**○尾沢委員長** 続きまして、矢田貝委員。

**○矢田貝委員** 私も採択しないをお願いいたします。先ほど来、皆さんがおっしゃっております、県知事、本市市長、境港市長でしっかりと今のこちら側の意見っていうのは中電のほうに伝わっている、その段階でございます。それをしっかりと見守るといことが大事だというふうに思っております。市議会といたしましても、今の、連携して団結して、中電にやり取りをしているっていう段階に足並みをそろえるという意味でも、突出した行動を取るべきときではないというふうに考えておりますので、不採択をお願いいたします。

**○尾沢委員長** 続きまして、石橋委員。

**○石橋委員** 私は採択を求めます。陳情書にありますけれども、30キロ圏内でも事故の被害が甚大っていうことは明らかです。その安全というのは、立地市とその他の周辺地域で区別されるべきものではないというふうに思います。その立場で、米子市は、鳥取県、境港市とともに立地市と同様の安全協定をずっと求めてきました。島根県側のUPZ圏内の3市には、先ほど何度も出ていますけど、事前了解は立地自治体固有の云々という、こういうふうな回答があって、鳥取県側には回答しないということで、また要請を2市で検討された、市長でされたということは了解しております。でも、UPZ圏、30キロ圏の自治体でも、島根県側とは明らかに違う対応を中電はしています。この間の一般質問で、土光さんの質問に答えた伊木市長は、中電が、協定は同じではないけれど、30キロ圏内の自治体にも同様の対応をしてきたと、何かあったときには一緒に調査の中に入るとか、同じように扱われてきたと、こういう対応は後退しないだろうと、この線は崩さないんだろうというふうに答えられていました。しかし、事前了解は立地自治体固有と言って、拡大は本来あるべき姿ではないとはっきり否定をしています。また、実際、対応も島根県側とは違う。これは、やっぱり事前了解のあるなしから生ずる明らかな区別対応だというふうに考えます。立地市と同じ事前了解のある安全協定を今求めなくてどうするのか。この陳情の思いは、私たちの命や健康や財産も立地市と同様に守ってくださいという願いです。中電の回答待ちではなく、両市長が強い口調で要請されているようですが、その後押しをしていくことこそ必要だというふうに思います。以上です。

**○尾沢委員長** 続きまして、国頭委員。

**○国頭委員** 当市議会も2回も出したことでありますけども、私から見れば、知事も市長も言われたと思いますけど、今しっかり言わなくていつ言うのかなと思っている次第です。中国電力さん、民間企業でありますけども、やっぱり責任当事者であります。私は、採択ということで話させていただきますけども、2つあると思います。一つの理由は、米子市は30キロ圏内の自治体だということでありまして。立地自治体だからといって、被害が全てかかるっていうわけではありません。福島原発のときでも、米子市みたいなところでも非常に甚大な被害があったわけでありまして、そういう面からいくと、本当に立地自治体と一緒にだと思えます。そういう面で、私は立地自治体並みの安全協定っていうものはしっかりと行っていく必要があるということで、そう思います。2つ目は、中電さんが言うておられる事前了解は立地自治体固有の規定で、周辺自治体に拡大することは本来あるべ

き姿とは異なると島根県には回答されておりますが、これは中国電力さんだけの考え方です。全国で周辺自治体に立地自治体並みの安全協定を結んでいるところもあります。これは、中国電力さんの努力次第であります、考え方次第でありますので、これをこの場に、安全基準が通るような直前において、また元に戻すような考え方はちょっといかがかなと思っております。そういう面で、私も中国電力さんの考え方は理解がちょっとできないという、この文面で怒りと言っておられましたけど、やっぱり怒りは感じます。そういうものを中国電力さんに言っていないといけないと思っております。当市議会でもしっかりとその辺りは今言うべきときじゃないかなと思っておりますので、採択ということでお願いしたいと思います。

**○尾沢委員長** 討論を終結いたします。

これより採決いたします。

陳情第96号、島根原発2号機再稼働の是非について意見を述べる前に、中国電力に対して立地自治体並みの安全協定の実現を強く求める陳情について、採択することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手…石橋委員、国頭委員、土光委員〕

**○尾沢委員長** 賛成少数であります。よって、本件は、採択しないことに決しました。

次に、先ほど不採択と決しました陳情第96号について、委員会審査報告書に記載する意見の取りまとめを行います。

採決結果の理由につきましては、先ほど各委員から出されました御意見を正副委員長において集約いたしまして、各委員に御確認いただきたいと思っております。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と声あり〕

**○尾沢委員長** 御異議ありませんので、そのようにさせていただきます。

新田様、どうもお疲れさまでした。

以上で原子力発電・エネルギー問題等調査特別委員会を閉会いたします。

**午前11時11分 閉会**

米子市議会委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

原子力発電・エネルギー問題等調査特別委員長 尾 沢 三 夫